

東日本大震災 被災・避難会員に対する 2011 学会年度会費免除 措置について

2011 年 5 月 27 日
日本高等教育学会

日本高等教育学会では、東日本大震災の被災及び避難により研究活動に支障をきたす状況にある会員を対象に、本人からの申請に基づき、理事会で審査の上、2011 学会年度会費（2011 年 5 月～2012 年 4 月）を全額免除することになりました。この措置を希望される会員は、以下の留意事項をお読みの上、学会事務局に申請してください。また、お知り合いで被災・避難された会員の方をご存知の方は、この件についてお伝えいただければ幸いです。

1. 会費免除の対象者は、東日本大震災の被災・避難のために研究活動に支障をきたしている現会員です。
2. 会費免除を希望される方は、2011 年 7 月末日までに自己申告してください。なお、特段の事情があつて 7 月末日までにご連絡いただけなかった場合は随時、事務局までご相談ください。
3. 自己申告の際は、会費請求書に同封されている申請用紙を、メール添付ファイル・郵送・FAX により下記の学会事務局にお送りください。その際には申請書の「8. 研究活動への影響」に被災の状況、現況などをできるだけ詳細にご記入ください。理事会による審査により免除が認められれば、2011 学会年度の会費振込は不要です。
4. 今回の免除措置が適用された場合も、会員としての諸権利は会費納入者と同様に認められます。

<送付先>

〒170-0004 東京都豊島区北大塚 3-21-10 アーバン大塚
(株)ガリレオ学会業務情報化センター内 日本高等教育学会事務局
Tel:03-5907-3750/Fax:03-5907-6364
E-mail : g005jaher-mng@ml.gakkai.ne.jp

【注意】 今回の会費免除措置は今年度(2011 年 5 月～2012 年 4 月)の会費に限定したものです。援助の対象者であっても、来年度以降(2012 年 5 月～)の会費はご負担いただくことになります。